

くにびき農産物直売コーナー出荷者協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、くにびき農産物直売コーナー出荷者協議会（以下「出荷者協議会」という。）規約に基づき、会員に関する必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 出荷者協議会に次の会員をおく。

- (1) 正 会 員 出荷者協議会の趣旨に賛同し、会費を納め、産直コーナーの運営に参画する個人及び団体。
- (2) 新規会員 入会要件をみたした個人及び団体で、初年度の会員。

(会費)

第3条 各会員の年会費は次のとおりとし、当該事業年度毎に一括納入する。

- (1) 正 会 員 個人 1,000 円 団体 2,000 円
- (2) 新規会員 個人 3,000 円 団体 10,000 円

(会員の期間)

第4条 各会員の期間は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 1年毎に継続事項を満了した事業年度。
- (2) 新規会員 入会事業年度は新規会員とし、次年度以降継続事項を満了した事業年度は、正会員とする。

(入会)

第5条 出荷者協議会に入会するものは次の資格を有するものとし、要件を満たした個人及び団体とする。

- (1) くにびき地区本部管内に住所を有し、原則としてくにびき地区本部の組合員（正組合員、准組合員）であること。
- (2) 『入会申込書』『誓約書』『出荷品目予定表』を提出すること。
- (3) (2)を提出したもので、各店舗の責任者の研修を受け、募集期間毎の総合研修を受けること。
- (4) その他入会にあたり審査が必要と認められた場合は「出荷者協議会役員会」で審査を受け認められること。

(入会募集時期)

第6条 出荷者協議会への入会時期は次のとおりとする。

- (1) 募集期間は、1月～6月末、7月～12月末、2回とし、募集期間毎に総合研修を行う。

(会員の継続)

第7条 出荷者協議会会員の継続要項は次のとおりとする。

- (1) 毎年出荷者協議会で発行する『誓約書』、及び必要に応じた書類を提出すること。
- (2) 年会費を納めること。
- (3) 新規会員で店舗研修、総合研修を受けること。

(脱退)

第8条 出荷者協議会からの脱退は次のとおりとする。

- (1) 会員は事業年度の終わりに脱退できることとする。
- (2) 会員は年間売上が、1,000円以下の場合は、当該事業年度の終わりに自動的に脱退処置をとることとする。但し、本人の希望により継続できることとする。

(出荷停止)

第9条 会員が出荷停止となる場合は、次のとおりとする。

- (1) 会員が出荷者協議会の事業を妨げる行為をした場合。
- (2) 会員が出荷者協議会の取決め事項の遵守に著しくはずれする行為をした場合。
- (3) 会員が農産物直売コーナーの管理・運営・運営申し合わせ事項を妨げる行為をした場合。
- (4) 出荷物の残品処理を怠り店舗運営を著しく妨げた場合。
- (5) ポジティブリスト制度により残留農薬基準値を超えた場合。
- (6) 品質表示基準を遵守せず農林水産大臣より改善命令を受けた場合。
- (7) 新規会員で店舗研修、入会年度の総合研修を受けなかった場合。
- (8) 『誓約書』を提出しない場合。
- (9) 年会費を納めない場合。

(出荷停止の処置)

第10条 出荷停止に該当する会員の審査は、次のとおりとする。

- (1) 第9条の(1)～(7)に関しては、緊急性にあわせて各事務局・役員会で審査し、改善命令に従わない場合は、出荷停止とする。
- (2) 第9条の(8)(9)に関しては、事務局判断で出荷停止とする。

(除名)

第11条 出荷停止に該当し、または既に出荷停止処置を受けている個人及び団体は、役員会の議決を経て、これを除名することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めていない事項、又は改定事項は出荷者協議会役員会にて協議する。

(附則)

1. この規程は平成19年3月1日から施行する。
2. この規程は平成25年2月8日から施行する。
3. この規定は平成27年3月2日から施行する。